

「社会保険労務士法施行令の一部を改正する政令案に係る意見募集について」に対して
寄せられた御意見等について

令和3年1月29日
厚生労働省労働基準局
監督課

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、本件に関する御意見を112件いただきました。お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
<p>社会保険労務士は、昨今の労働環境の変化により需要が高まっている重要な資格の一つであり、受験手数料の引上げにより受験機会が失われかねないことなどから、本案には反対である。なぜ金額を改定するのか、理由を示していただきたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を視野に入れると値上げは致し方ないのだとしても、受験生への負担に配慮し、段階的に引き上げるなどの対応を考えるべきである。</p>	<p>今般の改定は、試験の実施における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の必要性や、積立金の状況、受験者数の実績等を踏まえると、現行の受験手数料では、令和3年度以降、社会保険労務士試験を安定的に継続して実施していくことが困難であることから、試験事務の実施に要する費用を勘案し、受験手数料の引上げを行うものです。</p> <p>今後とも、試験事務の効率化や受験者の利便性の向上に取り組んでまいります。</p>
<p>受験手数料の引き上げに係る算定根拠を示していただきたい。</p>	<p>受験手数料は、令和3年度の試験の実施に要する費用を、令和2年度試験の決算見込額等をもとに経費節減を考慮して試算したうえで設定しています。</p>
<p>受験手数料の引上げによって受験申込者数が減少した場合や今般の新型コロナウイルス感染症が収束した場合には、受験手数料の引下げはあり得るのか。</p>	<p>今般の改定は、試験の実施における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の必要性や、積立金の状況、受験者数の実績等を踏まえ社会保険労務士試験を安定的に継続して実施していくため、試験事務の実施に要する費用を勘案し、受験手数料の引上げを行うものです。</p> <p>試験事務の効率化や受験者の利便性の向</p>

	<p>上に取り組むとともに、試験事務の運営状況も注視しつつ、必要に応じて受験手数料の見直しを行ってまいります。</p>
<p>受験手数料を引き上げるのであれば、金額に見合った試験制度に見直していただきたい。具体的には、記述式の導入などの試験方法の見直しや試験地の増設等について検討してほしい。</p>	<p>今般の改定は、試験の実施における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の必要性や、積立金の状況、受験者数の実績等を踏まえ社会保険労務士試験を安定的に継続して実施していくため、試験事務の実施に要する費用を勘案し、受験手数料の引上げを行うものです。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、受験生の利便性の向上や社会保険労務士として必要な知識・能力の有無の的確な判定等の観点から、今後とも社会保険労務士試験のあり方を検討してまいります。</p>
<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、試験会場の確保や検温機器等の調達等の面で多額の経費がかかることは明白であり、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じつつ、円滑に試験事務を行うためには、受験料の引上げはやむを得ない。</p>	<p>いただいた御意見は、本案に対する賛成の御意見として承ります。</p>